島田市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託プロポーザル実施要領

1　業務名称

島田市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

2　業務目的

島田市が行う地方創生事業に対し寄附を行った企業に、税負担の軽減措置が与えられる企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）について、地方への資金の流れを作り、地方創生の充実・強化を図るため、企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業（以下「寄附見込企業」という。）への働きかけを行い、寄附の獲得を目指すものである。

3　業務の内容

別紙仕様書のとおり。

4　業務委託期間

委託契約締結日から令和６年３月 31 日まで

5　委託契約金額の上限

本業務を通じて行われた寄附金額の 10 パーセント以内の額（上限 500,000 円。消費税別）とする。[成果報酬型]

6　参加資格

企画提案に参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

(1) 本業務と同種又は類似する業務を行った実績があるなど、地方創生応援税制に精通していること。

(2) 租税公課の滞納がないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項に規定する者でないこと及び同条第２項各号のいずれにも該当しないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続の開始の申立て中、又は再生手続き中でないこと。

(5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立て中、又は再生手続き中ではないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第１号に規定する暴力的不法行為等をする者及び同条第２号に規定する暴力団と関わりがないこと。

7　提案手続

内　容	日　程
(1) 募集要領等の公表※市ホームページ	令和５年５月８日（月）
(2) 質問の受付期限	令和５年５月17日（水）正午まで
(3) 企画提案書の提出期限	令和５年５月24日（水）正午まで
(4) 審査	令和５年５月26日（金）
(5) 結果通知	令和５年５月30日（火）

(1) 質問の受付

本企画提案募集では、説明会を実施しないため、本実施要領及び仕様書の内容について不明な点が生じた場合は、次のとおり対応する。

■期　限　令和５年５月 17 日（水）正午まで

■方　法　質問書【様式１】により電子メールで受け付ける。

■連絡先　E-mail　senryakusuishin@city.shimada.lg.jp

■回　答　回答については、随時、島田市ホームページ上に公開する。

(2) 企画提案書の提出

■期　限　令和５年５月 24 日（水）正午必着（持参又は郵送）

■提出物

ア　企画提案書【様式２】

イ　事業者の概要【様式３】

ウ　執行体制図【任意様式】

エ　業務実施方針【任意様式】

・業務内容に関する提案内容

オ　見積書【任意様式】

カ　応募資格に係る申立書【様式４】

キ　類似業務実績など、地方創生応援税制に精通していることが分かる資料【任意様式】

ク　租税公課を滞納していないことが分かる直近の公的証明書類（写し可。租税公課の納税証明書等）

■留意点

ア　１事業者当たり、提案は１件とすること。

イ　企画提案は審査項目の評価ができる内容を記載すること。

(3) 審査及び受託候補者の決定

ア　提出された書類について、戦略推進課による資格審査の後、庁内審査員による提案書類審査の総得点の結果で受託候補者を選定する。なお、審査は全て非公開とする。

イ　企画提案書を提出した者が１者のみの場合でも、企画提案書の審査を実施する。

審査項目	審査観点	
実施内容	提案内容	寄附見込企業に対する働きかけの方法は効果的かつ実現性のあるものとなっているか。

		ＰＲや地方創生事業の企画・提案等、寄附獲得に資する支援について効果的な提案がなされているか。
		提案者独自のノウハウやネットワーク、視点を活かした手法が提案されているか。
業務遂行能力	人員及び組織体制	業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っているか。
	実績	自治体や企業における類似業務の実績
価格提案	受託料率	寄附金額に対する委託契約金額の割合（10 パーセント以内）

(4) 審査結果通知

審査結果は、全ての提案者に対し、電子メールにより通知する。

※審査経過に関する質問等は、一切受け付けない。

8　失格事項

次のいずれかに該当する場合、その参加者は失格とする。この場合において、失格となった参加者が受託候補者に選定されているとき、発注者はその選定を取り消しする。

(1) 参加資格を満たさないことが分かったとき。
(2) 提出した書類に虚偽の記載があったことが判明した場合
(3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行なった場合
(4) 本実施要領に違反した場合
(5) その他、本プロポーザルの公平性を害する行為をした場合

9　契約締結

受託候補者との契約内容に関する協議が整い次第、随意契約の手続きを行うものとする。その際、受託候補者は改めて見積書を提出するものとする。

10　その他

(1) 企画提案書提出後の提出書類の変更、差替又は再提出は認めない。
(2) 提出された企画提案書等については、理由の如何にかかわらず返却しない。
(3) 企画提案書等の作成に要する経費については、全て参加者の負担とする。
(4) 提案にあたって、業務に関して知り得た情報を目的外に使用し、または第三者へ提供してはならない。

11　問い合わせ先

島田市　市長戦略部　戦略推進課　総合政策担当
〒427-8501　静岡県島田市中央町１番の１
ＴＥＬ:0547-36-7127　　ＦＡＸ:0547-34-1425
E-mail:senryakusuishin@city.shimada.lg.jp

【様式１】

質　問　書

令和　年　月　日

島田市長　様

（質問者）法人の名称又は商号：
担当者名：
ＴＥＬ　：
ＦＡＸ　：
Ｅ-mail　：

「島田市企業版ふるさと納税マッチング支援業務」企画提案の検討のため、以下の点について回答を求めます。

項　目	質問内容

【様式２】

島田市企業版ふるさと納税マッチング支援業務　企画提案書

令和　年　月　日

島田市長　様

所 在 地：

法人の名称又は商号：

代表者名：　　㊞

標記事業について、関係書類を添えて提案します。

（添付書類）

・事業者の概要【様式３】
・執行体制図【任意様式】
・業務実施方針【任意様式】
・見積書【任意様式】
・応募資格に係る申立書【様式４】
・類似業務実績など、地方創生応援税制に精通していることが分かる資料【任意様式】
・租税公課を滞納していないことが分かる直近の公的証明書類
　　（写し可。租税公課の納税証明書等）

（注）　添付書類には、審査項目の評価ができる内容を必ず記載してください。

【様式３】

島田市企業版ふるさと納税マッチング支援業務　事業者の概要

法人の名称又は商号		
代表者氏名		
所在地		
設立年月日	年　月　日	
業種		
資本金		
従業員数	正規社員　名	契約社員　名
	パート　名	合計　名
組織概要と業務内容	（事業者の概要又は定款等を添付で代替しても構いません。）	
企画提案に係る担当者･連絡先	職・氏名 部署 電話 FAX E-mail	

【様式４】

島田市企業版ふるさと納税マッチング支援業務応募資格に係る申立書

本申込者は、島田市企業版ふるさと納税マッチング支援業務の申込にあたり、島田市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託プロポーザル実施要領６　参加資格の規定による下記の条件を満たしていることを申し立てます。

記

(1) 本業務と同種又は類似する業務を行った実績があるなど、地方創生応援税制に精通していること。
(2) 租税公課の滞納がないこと。
(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項に規定する者でないこと及び同条第２項各号のいずれにも該当しないこと。
(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続きの開始の申立て中、又は再生手続き中でないこと。
(5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続きの開始の申立て中、又は再生手続き中ではないこと。
(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第１号に規定する暴力的不法行為等をする者及び同条第２号に規定する暴力団と関わりがないこと。

令和　年　月　日

所 在 地：

法人の名称又は商号：

代表者名：　　㊞